

令和 7 年 1 月 15 日

第 1 回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 1 号

令和 7 年 第 1 回 定例会

日時：令和 7 年 1 月 15 日（水）午後 2 時

場所：区議会第一委員会室

「出席」

教 育 長

丹 羽 恵玲奈

教育長職務代理者

清 水 俊 明

委 員

坪 井 節 子

委 員

福 田 雅

「説明のために出席した教育局職員」

教 育 推 進 部 長

吉 田 雄 大

教 育 総 務 課 長

熱 田 直 道

学 務 課 長

中 川 景 司

教育推進部副参事

宮 原 直 務

教 育 指 導 課 長

山 岸 健

教育施策推進担当課長

藤 咲 秀 修

児 童 青 少 年 課 長

鈴 木 大 助

教育センター所長

木 口 正 和

真砂中央図書館長

猪 岡 君 彦

「書 記」

庶 務 係 長

大 川 育 子

庶 務 係 主 事

星 考 貴

令和 7 年

第 1 回教育委員会定例会

令和 7 年 1 月 15 日（木）午後 2 時

場 所 第一委員会室

議事録署名人 清水俊明委員

第 1 議案の審議

第 1 号議案 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

第 2 号議案 文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

第 2 報告事項

(1) 叙勲等表彰受章(賞)者について

(資料第 1 号)

(2) 学校給食費の公会計化について

(資料第 2 号)

(3) 文京区と国際バカロレア機構との覚書の締結について

(資料第 3 号)

第 3 その他の事項

「開 会」

(14:00)

○丹羽教育長 では、定刻になりましたので、令和7年第1回教育委員会定例会を始めます。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は、小川委員がご欠席です。そのほかの委員はご出席いただいております。理事者は、宇津木教育推進部副参事が欠席しております。

本日の議事録署名人ですが、清水委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(はい)

第1 議案の審議

第1号議案 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

○丹羽教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日の審議は2件です。

第1号議案「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」。この件について、説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第1号議案、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を取りまとめるものでございます。

1ページをお開きください。

こちらに点検及び評価の概要を記載してございます。

令和6年度の点検及び評価の対象となりますのは、令和5年度中に実施した事業となっております。

3ページから16ページまでは、教育指針に位置づけられた4つの視点の各項目及び図書館に対応する主要施策の取組状況、成果・実績等、課題、今後の対応・方向性及び学識経験者の意見を踏まえた総合評価をまとめて表形式で記載しております。

17ページから22ページまでは、学識経験者からいただいたご意見を掲載しております。

ご意見を頂戴した学識経験者は、東京女子体育大学教授の出張吉訓先生、東京大学大学院教授の北村友人先生のお二方でございます。

23ページ以降は、参考資料といたしまして、教育目標と令和5年度の主要施策を添付してございます。

なお、この点検及び評価の報告書は、教育委員会決定後、区議会へ提出し、公表する予定でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○坪井委員 これは毎年いただいていると思うんです。例えば昨年と比較して、特に評価が高くなった、あるいは指摘事項があったところなどを説明いただけるとありがたいのですが。

○教育総務課長 毎年度実施しておりますけれども、点検・評価の項目というのは年によって違い

ますので、例えば昨年と同じものを選んだもので申し上げますと、「Society5.0 の教室プロジェクト」がございます。こちらにつきましては、昨年度評価した令和4年度に比べまして、今回評価する令和5年度につきましては、予算的な面も含めて事業規模はかなり拡充しているところがございます。そのほか、各事業におきまして、劇的に変わったところはそれほどないんですけれども、例えば13ページの教育センターの事業、校内居場所対応指導員については、こうした評価も踏まえて拡充を図っている状況でございます。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○清水委員 まず、教育委員会で自己評価を行った後に学識経験者の意見を聴取して、それをもとに総合評価を行ったということ、この内容に関しては特に異論はございません。

3点ほど確認させていただきたいところがあるんですけれども、まず、4ページです。実績値のところ、小学校は20、全校、中学校はまだ2校で今後増やす予定もあるということなんですが、小学校を優先した理由あるいは中学校がまだ10校でない理由を教えてくださいと思います。

○教育指導課長 中学校のほうも、ここ1～2年で1校、2校という形で増やしている状況なのですが、小学校のほうは専門性というところで、中学校は教科担任制で行っていますので、英語の、いわゆる専門の教科がいる。小学校はそれがいないので、小学校のほうは全校、ALTを配置しているという流れになってございます。ただ、中学校からも大変高い評価をいただいていますので、一遍に10校というわけにはいかないのですが、2校から3校へ、そして来年度は3校から4校へとという形で増やしてございます。

○清水委員 承知しました。

2点目は、8ページの実績値。研修を8回行ったということですが、この参加人数はかがなんでしょうか。十分な人数が参加しているのか。回数だけで物を言っているのかということなんですが。

○教育指導課長 こちらの事業については、教育指導課と教育センターでやっている研修が、両方の数で入ってございます。今すぐに人数の把握というところでお答えすることができません。

○清水委員 十分な教員の参加があるのであれば、それでいいのかなと思いましたので、また教えてください。

○教育センター所長 具体的な人数については今、指導課長が申し上げたとおりです。従来ですと、教育センターに皆さんが集合する研修が多かったのですが、今は現場の教員が研修に参加しやすいように、集合型ではなくてオンラインで受講できる形で運営を工夫してやっているところがございます。

○清水委員 どうもありがとうございました。

最後ですが、13ページです。スクールソーシャルワーカーは、不登校対応で非常に大切なところだと思いますし、小学校が半分だったのが今後全校にということもあるんですけれども、ソーシャルワーカーの数だけでなく、スキル、この辺の評価はどのようになされているか、教えてください。

○教育センター所長 スクールソーシャルワーカーにつきましては、現在11名いるんですけれども、近年人数を増やしてきておりますので、採用するときや年度の初めなどを中心に研修をやって

おります。あと、毎週火曜日はスクールソーシャルワーカーが全員、教育センターにて勤務をしておりますので、そういった機会を捉えて横のつながりの情報共有、あるいはちょっとした研修をやることで、一定の水準を維持できるように努めているところでございます。

○清水委員 横のつながりは非常に大切だと思いますし、事例に関して共有していくことは非常に大切だと思いますので、よろしくお願いします。

○教育推進部長 先ほどの参加人数のところですか。いろいろあるんですけれども、固定制特別支援学級のものとか、その中で校内研修を随分多くやっております。そこについては20回ぐらい、もっとかもしれませんけれども、やっています。今、私が集計したところ、700人以上の参加人数があったというデータが出ております。

○清水委員 かなりの人数ですね。

○丹羽教育長 ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 先ほどのスクールソーシャルワーカーのところですか。目的とされているのは主に不登校対策、不登校の対応になっているように見られます。たまたま私が文科省の自殺予防の関係のチームにいるために気になるんですけれども、子どもの自殺がふえているという状況の中で、このスクールソーシャルワーカーあるいはカウンセラーの目的として、自殺予防の観点からの取り組みというのはあるのでしょうか。教えていただければと思います。

○教育センター所長 自殺予防に特化した観点までといった状況ではないんですけれども、例えばスクールカウンセラーで例を挙げますと、小学校5年生と中学校1年生に関しましては、全員面接といいまして、特定の学年に関しては全員と面接をします。通常だと悩みがあってからスクールカウンセラーに相談するんですけれども、ちょっとした悩みから、自殺につながるような大きな悩みまで、子どもからの相談を待つことなく把握できるような機会も設けております。今、不登校が中心になっておりますけれども、いじめを含めてお子様のさまざまな悩みに対応できるように運営しているところでございます。

○坪井委員 全員のお話を聞くのは2学年だけですか。小学校5年生と中学1年生とおっしゃいましたが。

○教育センター所長 全員から確実に聞くというのはその2学年だけでございます。

○坪井委員 これは別にこの教育委員会だけでできることではないことは重々承知の上で言っているのですが、児童福祉法が改正されて、現在児童相談所に保護される子どもについて、アドボケイトという形で民間の方たちも入り、子どもたちの言葉を聞く、意見表明の保障制度が始まりました。そういう制度が始まって、法定されたからもあるんですけれども、子どもの意見を聞くということで、今全国の児童相談所が本当に大きく変わっているのを実感しています。そういった形で子どもたちの意見を聞くシステムが、校則とかそういうことだけではなくて、日常的な生活や学習の内容とか成績の問題とか、そうしたものに含めても反映させることが教育現場でも行われることが本当に必要だろうと思っています。今、2学年について始まっているということで、聴取の仕方、またその聴取を現場にどうフィードバックしていくかについてなどもぜひご検討願います。よろしくお願いいたします。

○教育センター所長 現状はとりあえずスクールカウンセラーによる全員面接ですので、今、先生

がおっしゃったような、例えば学校運営とかについての積極的な意見を聴取するというよりは、学校生活を送る上での悩みとか気がかりなことをお聞きするのが中心になっております。

○教育推進部長 今、教育センターの所長が申し上げたのは、センターの事業として行っている部分で、オール文京区としては、先ほど先生から出たように、いよいよ文京区にも児相（児童相談所）が設置されて運営が始まる。さらに言えば、子どもたちの意見を聞こうという条例についても、施行に向けて何回も会議をしているし、子どもたちやいろんなステークホルダーからの意見も聞きながら制定しようとしている。そういったところから考えて、教育部門だけではなくて、文京区の全ての部署で子どもたちの意見をしっかり反映させる。もちろん、そういったものについても全てではないです。例えばこの間の子どもの会議で、テレビゲームを何時間もやりたいという子どもの意見がありましたけれども、大人がそれを聞くわけにはいかないでしょうということもあります。そういった意見の中から、私どものほうでもしっかりと適切に対応して、施策に反映させていこうという体制を十分に検討して構築しようとしているところでございます。

○丹羽教育委員長 ほかにご意見、ご質問はありますでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第2号議案 文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

○丹羽教育長 次に、第2号議案「文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則」についてです。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第2議案、文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、本区における児童相談所の開設によって、児童相談所設置市の特例が適用されることに伴い、引用する児童福祉法の項が変更となります。これに伴い、必要な改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。改正内容につきましては、第2条第1項第3号中の児童福祉法第35条第3項もしくは第4項を児童福祉法第35条第2項もしくは第4項に改めます。

付則ですが、施行期日は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。規定の整備ということでございますので、よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第2 報告事項

(1) 叙勲等表彰受章(賞)者について

○丹羽教育長 次に、報告事項に入ります。本日は3件ございます。

(1)「叙勲等表彰受章(賞)者について」。この件について、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 それでは、資料第1号「叙勲等受章(賞)者一覧表」についてご説明いたします。
最初に、叙勲・賜杯受章者でございます。

まず、春秋叙勲でございます。こちらは校長または園長経験者で、学校教育の振興に貢献し、特に顕著であると認められた者で、満70歳以上かつ教育関係公務員歴が30年以上、かつ教員歴20年以上の者が対象となります。

その次の米寿叙勲でございますが、こちらは満88歳になった者で、校長または園長経験者。学校教育の振興に貢献し、教育関係公務員歴が30年以上かつ教員歴20年以上で、過去春秋叙勲に該当していない者を表彰するものでございます。

次に、地方教育行政功労者表彰でございます。こちらは、地方教育行政において功労が特に顕著な現職の教育委員、教育長で、委員長として7年以上、委員として11年以上または教育長として7年以上在籍している者が対象となっております。今回、本区から清水教育長職務代理者が受賞されました。おめでとうございます。(拍手)

次に、文部科学大臣表彰になります。学校医、学校歯科医、学校薬剤師においては60歳以上で20年以上勤務した者、また、東京都功労者表彰を受けて3年以上経過した者が対象となります。教職員においては、教職員歴が10年以上かつ50歳未満の者で、さらに既に東京都教育委員会表彰を受けた者が対象となります。

その次の東京都功労者表彰でございます。こちらは東京都において顕著な功績または模範として推奨に価する業績もしくは徳行のあった者を表彰するものでございます。さまざまな分野があるのですが、今回は福祉・医療・衛生功労を対象とした表彰でございます。

最後に、東京都教育委員会表彰でございます。こちらは東京都の教育の発展、学術、文化の振興に貢献し、その功績が顕著で、かつ勤務成績が優秀な職員及び優れた教育実践研究活動等を行っている者が対象となっております。

説明は以上となります。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

(2) 学校給食費の公会計化について

○丹羽教育長 それでは、報告事項の(2)「学校給食費の公会計化について」です。この件について、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、資料第2号に基づきまして、学校給食費の公会計化についてご報告申し上げます。

区立小・中学校の給食費については、学校単位で徴収・管理する私費会計から、区の予算に計上し執行する公会計に移行するものでございます。

まず、給食費の徴収についてですが、令和5年9月より児童・生徒に係る給食は無償化しており、徴収事務は生じていませんが、公会計化により教職員等の給食費を区で徴収することとなります。

また、給食提供に必要となる食材について、現在は区から学校への補助金及び学校で徴収した給食費をもとに各校で購入しているところですが、公会計化により、区の歳出予算から食材を購入することになります。

公会計化により、学校の事務負担が軽減するとともに、会計処理の透明性が向上することが期待できると考えております。

公会計化に向けたスケジュールですが、令和7年度にシステムの導入準備や関係規定の整備等を進め、令和8年4月より公会計化へ移行する予定でございます。

報告は以上になります。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

○福田委員 素朴な疑問です。恥ずかしながら、改めて聞いて、そうだったんだと知ったんですけども、今まで私費会計だった背景は。裏を返すと、このタイミングで公会計へ移行する背景はどういうものなのでしょうか。

○学務課長 全国的な話になりますけれども、給食費についてはこれまでも学校で徴収、食材も学校で地域のお店とかで購入するという形で、学校と地域の間で完結する形で進められてきたところでございます。ただ、昨今、教員の負担増といった課題もありまして、学校給食費の公会計化については文部科学省で推進する形で通知等も出ているところでございます。

私どもも、以前から課題としては認識していたところでございますが、まずは学校給食費の無償化等の事業を先行して実施していたところでございます。あわせて今後、公会計化するに当たっては、逆に教育委員会の人員も必要になってきますし、教職員等のお金を徴収するということで、そういったものを管理するシステムも必要になってくるところがありまして、準備は進めてきたところでございますが、今般スケジュールも含めて先が見えてきたところもありまして、教育委員会でご報告を差し上げた次第でございます。

○丹羽教育長 ほかにご質問等がありますでしょうか。

○坪井委員 今のご説明を聞いていてなんですが、今までは確かに地域の八百屋さんやお肉屋さんが学校に納品していましたよね。公会計化することで、その地域性が変わることはあるのですか。

○学務課長 そちらは変わりません。実際、今、食材を購入して、直接学校の事務の方や教職員のほうでやりとりしているところでございます。納品は当然、学校にさせていただくんですが、その支出を教育委員会を実施する形になるので、会計事務は我々のほうで、実際の食材を搬入してもらったり、やりとりするのは学校現場でという形になる予定です。

○丹羽教育長 よろしいですか。ありがとうございます。

（３）文京区と国際バカロレア機構との覚書の締結について

○丹羽教育長 では、次の報告事項に移ります。報告事項（３）「文京区と国際バカロレア機構との覚書の締結について」です。

○教育施策推進担当課長 それでは、資料第３号、文京区と国際バカロレア機構との覚書について、

ご報告いたします。

国際バカロレア機構との連携につきましては、11月の総合教育会議と定例教育委員会で皆様にご報告申し上げたところです。本日は、覚書の締結について3点ご報告いたします。

1点目は、覚書の主な内容についてです。

別紙の第1条をご覧ください。本覚書は、文京区立幼稚園、認定こども園、小学校及び中学校の幼児、児童及び生徒が好奇心を育み、世界を理解し、持続可能な社会及び平和な世界に貢献するために必要な能力を習得する環境を、相互の協力を通じて構築することを目的としております。続いて、第2条をご覧ください。目的を達成するために、第2条第1項から第3項にある内容について、国際バカロレア機構と連携し取り組んでまいります。第1項の教員研修につきましては、国際バカロレア機構が文京区のために開発した研修を管理職及び教員が受講することになります。

2点目でございます。今後の流れについてです。議会へは2月の文教委員会で報告いたします。そして、今年度中に覚書の締結をする予定で調整を進めてまいります。

そして、3点目は覚書の修正についてです。本日資料として提出している覚書は既に国際バカロレア機構とやりとりをした結果のものです。今後軽微な文言の修正を行う可能性がございます。内容につきましては、大きくは変更いたしません。後日、文言修正があった場合は、修正版を委員の皆様にお送りいたします。

令和7年度から、本覚書に基づき国際バカロレア機構と相互協力の上、本区の教育のより一層の充実を図ってまいります。

報告は以上となります。

○丹羽教育長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

○福田委員 この覚書の締結に基づいて既に予定されているものはあるのですか。

○教育施策推進担当課長 まず、別紙の第2条の（1）の教員研修は、年度が明けたところで教員対象、管理職対象の研修を実施することを予定しております。

もう一点は、総合教育会議のときもお伝えさせていただきましたが、夏をめどにシンポジウムの開催を予定しております。これは国際バカロレア機構と文京区が協働して、何ができるのかということについて話し合っ、区民の方々に広く周知することを目的としております。

○福田委員 総論、いいことだと思うんですけども、コストは意外とかかると思いますし、その割には成果が非常に見えにくくてわかりづらいので、一旦こういうものを行うとなったら、その後の成果を常にフィードバックしていただけたらと思います。

○教育施策推進担当課長 全国学力状況調査等の児童・生徒質問紙の中で、このバカロレア機構との協働の結果で反映できるものがあれば、そういったものを使いながら効果の検証をしていきたいと考えてございます。

○教育推進部長 今、担当課長が申し上げたとおりなんですけれども、先ほどの第1号議案で点検評価ということも我が文京区の教育委員会で行っていますので、適切な時期に、我々の教育委員会としての点検評価も行われます。また、福田委員おっしゃるとおり、私ども教育委員会でもこの手のものは目に見えた形で即効果があらわれるとは思っておりません。ただ、今課長が申し上げたとおりのものでと我々が毎年行っている点検評価に基づいて、しっかりと適切に検証につなげて

いきたいと考えております。

○丹羽教育長 ほかにご質問、ご意見がありましたら、お願いします。

○清水委員 福田委員からも、ベネフィットの点でご質問があったかと思うのですが、コストの問題もあるのではないかと思います。覚書の中で、コストに関しての記述はなくてよろしいのでしょうか。

○教育施策推進担当課長 既に関係機関と相談しながら、こちらの覚書の修正は進めているところですが、特段金額にかかわるところを覚書の中に入れ込まなくてはならないということではないと認識しております。

○清水委員 これを認める、認めないに当たって、コストがすごく参考になるのかなと思ったので、ちょっとお伺いしたのですけれども、基本的には認めるということによろしいんだと思います。

○教育施策推進担当課長 そのように認識しております。

○教育推進部長 清水職務代理がおっしゃるとおり、この内容についてはそうですけれども、私も公務員ですので、当初予算ですとか、もし当初予算に間に合わないのであれば補正をかけたりということで、ここに関する事業については項目ごとに細かく出るかどうかは別として、かかる費用はしっかりと計上して、また、区民の皆様方にもしっかりわかる形でということは当然ながら行っております。

○坪井委員 管理職対象の研修は既に決まっていらっしゃるとおっしゃられましたね。研修は幾らでもなさっていると思うんですが、例えばこれを使わない場合の費用と、バカロレア機構を使って教職員研修をするときの費用、コスト的なものはすごく差があるのですか。成果ももちろんあるでしょうけれども。

○教育推進部長 当初予算については、プレスが行われていないので、時限秘がかかっている、来年度幾らかかるかというものは公式の場でお伝えはまだできないということでございます。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。気になる点は何でも言っていただいたほうが、私たちもありがたいんですが。

○福田委員 ちなみに、これは文京区以外に、ほかの区でも実績があるんですかね。

○教育施策推進担当課長 結論から申し上げますと、自治体とバカロレア機構が覚書の締結をするというのは初めてだと聞いております。国際バカロレア機構と国、例えば日本であれば文部科学省と締結することはこれまでであったようですが、このように一自治体がやるのは初めてのことであり、国際バカロレア機構の方から聞いております。

○福田委員 そうなると、一応聞いたのかもしれないですが、どういう経緯で文京区が国際バカロレア機構さんと締結に至ったのか、ちょっと教えてもらえますか。

○教育施策推進担当課長 国際バカロレア機構の本部はジュネーブにあるのですが、日本人で代表する方がいらっしゃいます。その方と区長と加藤前教育長の3人で、コロナ明け直後にもう一度教育について見つめ直すとともに、文京区の教育について話し合わないかということで文京区の課題を挙げ、話し合いをいたしました。その中で、国際バカロレア機構と協力することによって課題を解決することができるんじゃないかという運びになり、そうであれば、具体的にこういった部分で協力をいただきながら、文京区の教育をより良くしていこうという運びになりました。（「なおさら

成果が求められますね」と呼ぶ者あり)

○丹羽教育長 本当にそういうことなのです。成果が求められるところだと思います。

国際バカロレアは全世界にあるのです。アジア地域とかヨーロッパ地域とか、地域ごとに統括本部があって、アジア地域の本部の中の方が日本にもいらっしゃるということです。日本にも I B 校はそれなりにたくさんあります。

○清水委員 こういう先駆的なことは非常に慎重にいかねばいけない反面、文京区の教育行政のアピールポイントになるのではないかなと思いますので、順調にうまくいくことを願っております。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、3つの報告事項が終わりました。

第3 その他の事項

○丹羽教育長 第3の「その他の事項」に入ります。何かございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

以上が用意した案件全てです。

それでは、第1回定例会はこれをもって終了させていただきます。本日はありがとうございました。

(14 : 39)

令和 7 年 1 月 15 日

議事録署名人

教育長

委員